

## 2015 年農林業センサス実施計画概要（案）

### I 農林業センサスの役割と課題

#### 1 農林業センサスの基本的役割

農林業センサスは、5年ごとに我が国の農林業・農山村の基本構造の実態とその動向を把握する最も基本的な統計調査であり、農林業を総覧する唯一の全数調査として、以下の基本的役割を果たす必要がある。

- ①我が国の農林業・農山村の基本構造とその変化を把握
- ②地域における各種政策推進に資するため農林業に関する小地域統計を作成
- ③各種標本調査を効率的に実施するための母集団情報の整備
- ④国際比較が可能な統計の作成

#### 2 2015 年農林業センサスの課題

2015 年農林業センサスは、東日本大震災以降初めてのセンサスであることから、復旧・復興のためのベンチマーク・情報インフラとして、上記の基本的役割に加え以下に掲げる課題について適切に対応する。

##### (1) 2010 年世界農林業センサス答申時の統計委員会からの指摘

- ア 農林業経営体調査におけるインターネット申告の併用
- イ 会社等、組織形態の違いを考慮した調査票の設計
- ウ 国勢調査の調査区情報等の活用

##### (2) 行政事業レビューにおける指摘

調査項目の見直し、OCR 調査票の導入、郵送回収等で効率化を図ることによる、不断のコスト削減への対応

##### (3) 新たな政策ニーズへの対応

- ア 経営の多角化や農山村における女性の活躍、林業の集約化等の政策ニーズへの対応
- イ 地域の活性化の状況や再生可能エネルギー等の政策ニーズへの対応

##### (4) 調査環境の変化への対応

- ア 調査対象者の高齢化や個人情報保護意識の高まりへの対応
- イ 調査員確保の困難性への対応

## Ⅱ 2015年農林業センサスの主要改善点

### 1 調査スケジュールの見直し

2015年センサスに向けた5カ年計画については、東日本大震災からの復旧・復興並びに平成26年度における大規模周期調査等の輻輳等の状況を踏まえ、前回と比較して計画をおおむね半年ほど前倒しし、一連の準備・実査に必要な期間を十分に確保して調査の円滑化を図る。

#### (1) 農林業経営体調査

豪雪地帯など冬季には調査困難な地域における調査員の安全確保に向けて、従来よりも調査票の配布を前倒して行うことが可能となるよう、調査の実施期間を拡大する。

#### (2) 農山村地域調査

実査時期を農林業経営体調査終了後である「2015年4～6月」に変更し、農林業経営体調査との競合を避けることで、農林業や地域に精通した調査員を確保し、円滑な調査の実施に資する。

なお、調査期日については、統計の連続性を考慮して現行の2月1日現在を継続する。

### 2 調査方法の見直し

#### (1) 記帳補助の導入

農林業経営体調査の調査対象者は回を追うごとに高齢化しており、調査員段階では一部で聞き取りや代筆をせざるを得ない状況となっていることを踏まえ、従来からの「調査員が調査票を配布・収集する自計報告により行うこと」を基本としつつ、状況に応じて調査員が記帳者の回答を補助することを可能とする。

#### (2) オンライン報告の試験的導入

農林業経営体調査については、個人情報保護意識の高まりや調査対象者の利便性の向上に向け、地域や対象を限定し、オンラインによる報告を試験的に導入する。

### 3 調査項目等の見直し

#### (1) 農林業経営体調査

##### ア 情報インフラとしての機能強化

東日本大震災を踏まえ、不測の事態において、農林業センサスが果たすべき情報インフラとしての機能強化に向けて、農作物の生産状況を詳細に把握する。

#### イ 新たな農林行政への対応

農業の新たな側面である経営の多角化や異業種との連携の状況、地域における雇用の創出や農山村を支える女性の実態、効率的かつ安定的な林業経営の育成に向けた施業の集約化の状況など、調査事項を拡充し、新たな政策ニーズに的確に対応する。

#### ウ 農業構造の的確な把握

組織経営の進展にともなう家族経営と組織経営による農業構造の重層化が今後も進展することを見据え、組織経営に参加する家族経営に対して、調査員による記入方法の適切な説明を行い、農業構造の的確な把握に資する。

#### エ 調査対象者の負担軽減

2005年センサスから1つの世帯の中に収支管理を独立した複数の経営がある場合、それぞれを独立した経営体として別々の調査票により把握してきたところであるが、調査対象者の負担軽減に向け、世帯で1枚に記入するよう変更する。

### (2) 農山村地域調査

農山村地域の集落の活性化に資するため、農業集落調査において、生活関連施設までの所要時間及び活性化のための活動状況等を把握するとともに、新たな施策ニーズに対応し、再生可能エネルギー関連項目を把握する。

## 4 行政記録情報等の更なる活用

### (1) 農林業経営体調査における活用

客体候補名簿の作成に向けて、経営所得安定対策の申請情報等の行政記録情報や商業・法人登記簿情報により充実を図った事業所母集団データベースを活用し、農林水産省段階での名簿整備の充実を図るとともに、都道府県-市区町村段階においては、農林行政主管課等の保有する行政記録情報が円滑に活用できるよう、都道府県知事宛に積極的な協力を要請していく。

### (2) 農山村地域調査における活用

行政資料から把握できる項目については、従来と同様に積極的に活用するとともに、有用な情報については、過去の農林業センサスや他統計の結果と接続させることで、農業集落情報の一層の充実化を図る。

## 5 結果の公表・統計の高度利用に向けた見直し

2015年農林業センサスは、東日本大震災以降初めてのセンサスであり、復旧・復興のためのベンチマークとして、また、我が国の農林業を総覧する唯一の全数調査として、その結果を広報の一環として国民に幅広く提供するとともにより高度な利活用が可能となるよう対応する。

### (1) 結果の公表に向けて

#### ア 農林業経営体調査

上述の方針に加えて、農林業経営体調査については、農業と林業を一元的に把握する調査としての強みを活かした結果の公表を行うとともに、新たに追加した経営の多角化や女性の経営参画、森林経営の受委託を通じた施業の集約化など、新たな農林業の動向を的確に公表していく。

#### イ 農山村地域調査

農山村地域調査については、集計項目に農家戸数別を追加する。

また、e-Statの統計GISにおける情報の充実化を図ることにより、利用者にとってより使いやすいものとなるよう取り組んでいく。

### (2) 統計の高度利用に向けて

農林業センサスの地域メッシュ統計を作成し、国勢調査等他統計とのデータリンケージによる統計の高度利用を図るため、ジオコーディングデータの精度の向上を図る。

## 6 円滑な調査員調査に向けて

### (1) 住宅地図の導入

農林業経営体調査における調査員の受け持ち調査区を示す市区町村分割地図については、地域に精通していない調査員の増加を踏まえ、詳細な住宅地図を導入する。

### (2) 客体候補一覧表の導入

農林業経営体調査員における調査客体候補の管理の利便性を向上させるため、従来の単票式の客体候補名簿に加え、連記式の「客体候補一覧表」を導入する。

### (3) 調査員の確保に向けて

農林業や地域に精通した調査員確保の困難性が増す中で、引き続き円滑に調査員調査を実施するため、農業や地域に精通した農業協同組合の職員や組合員

等に統計調査員として積極的に協力を得られるよう、全国農業協同組合中央会等の関係団体に要請を行う。

## 7 調査の効率化に向けた見直し

### (1) OCR 対応調査票の導入

予算の効率的な執行並びに都道府県におけるパンチ入力に関する契約業務の労力負担軽減のため、農林業経営体調査にOCR対応調査票を導入し、農林水産省一括読み取りに変更する。

### (2) 今後に向けた課題

2015年以降を見据えた更なる効率化に向け、農林業経営体調査の客体候補名簿の整備に郵送方式を導入し調査員の稼働を抑制するなど、部分的な郵送方式の導入について、今後の課題として引き続き検討していく。

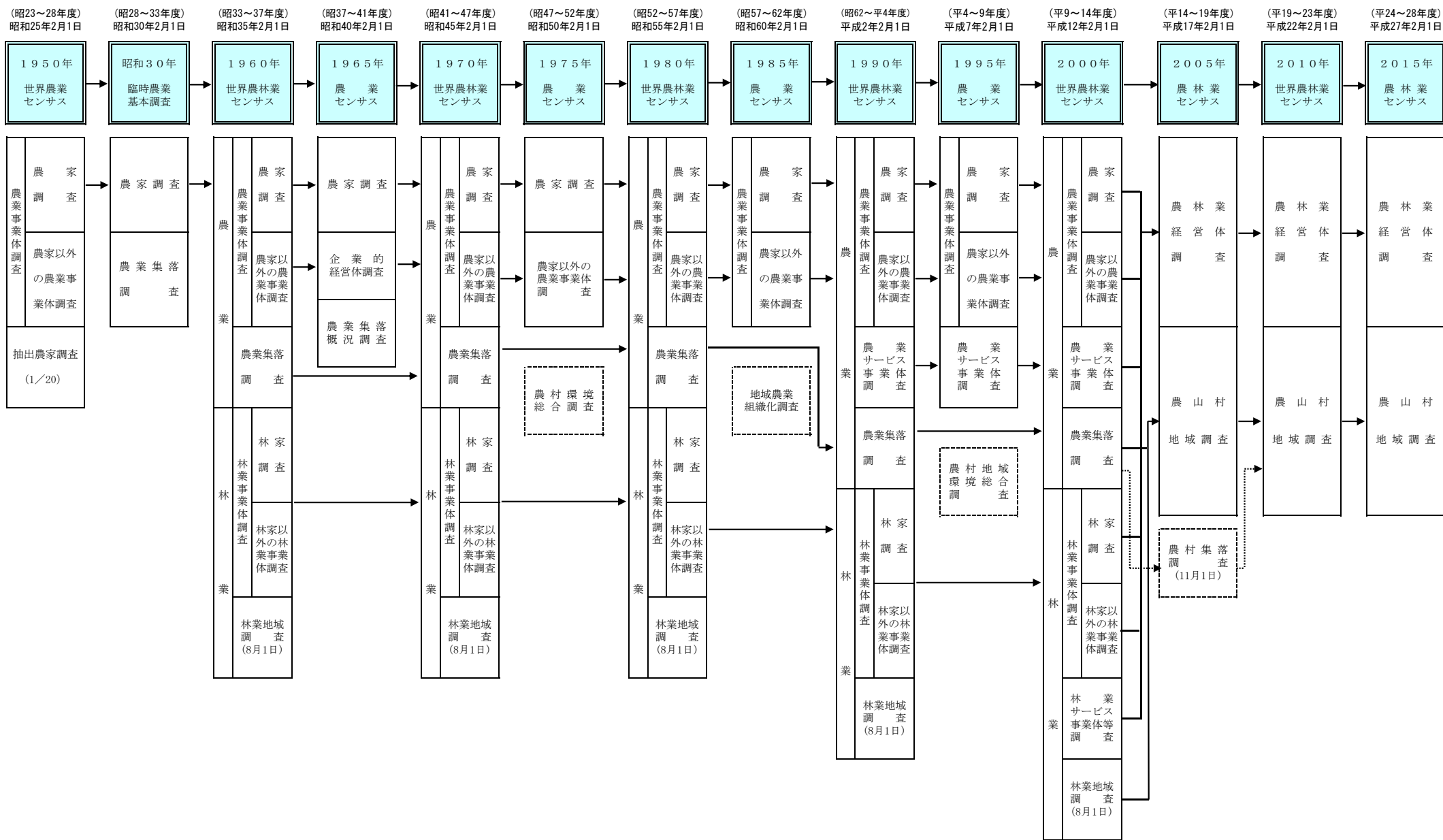
## 8 東日本大震災被災地域への対応

2015年センサスは東日本大震災以降初めてのセンサスであり、被災地域における今後の復旧・復興のベンチマークとなることから特に重要であり、被災地域の現状に配慮し、客体候補名簿の整備を農林水産省が可能な限り支援する等の対応を図り確実に現状を把握する。

## Ⅲ 2015年農林業センサスに向けた広報戦略

円滑な実査を可能とする環境を整備するため、調査対象者には、自らが自らのために行う統計調査であるという認識を醸成し（いわゆる「自分ごと化」）、試行調査において効果的であることが明らかとなった回覧版や自治体の広報誌など、あらゆるコンタクトポイントを活用し、効率的に調査対象者に【届ける広報】を心がけ【積極的な協力を得る】広報を展開する。

## 農林業センサスの沿革



## 2015年農林業センサス調査体系

調査の名称	調査対象	調査系統	調査期日	調査方法	調査事項
農林業経営体調査	農林業経営体 約173万経営体	農林水産省   都道府県   市区町村   指導員   調査員	平成27年 2月1日	調査員が調査票を配布・回収する方法、ただし、調査対象から希望のあった場合は、調査員が記帳の補助を行うことを妨げない また、別途農林水産大臣が指定する地域についてはオンラインによる報告が可能	経営の態様、世帯の状況、農業労働力、耕地・山林、農業生産の概況、農産物の販売、農作業の受委託、農業経営の特徴、森林経営の受委託、林業作業、素材生産、林業労働力、林産物の販売、林業作業の受託 など
農山村地域調査	市区町村 約1,700市区町村	農林水産省   地方農政局等   地域センター等	平成27年 2月1日	地域センター等から調査票を郵送又はオンラインにより配布・回収する方法	総土地面積、森林・林野面積、再生可能エネルギー発電 など
	農業集落 約14万集落	農林水産省   地方農政局等   地域センター等   調査員		調査員が調査票を配布・回収する方法、ただし、調査対象から希望のあった場合は、調査員による面接聞き取りにより行う	立地条件、総戸数、総土地面積、寄り合いの開催状況、地域資源の保全、活性化のための活動状況 など

## 2015年農林業センサス年次計画表

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農林業センサス研究会 第1回：24年6月29日 第2回： 11月5日 第3回：25年2月13日 第4回： 3月15日</li> <li>・ 試行調査（経営体調査） （24年12月1日現在）</li> <li>・ 記帳実態把握（経営体調査） （12月～25年1月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統計委員会諮問（5月） 答申（7月）</li> <li>・ 農林業センサス規則等の改正</li> <li>・ 中央会議（11月） （都道府県等への説明）</li> <li>・ 市区町村説明会（12月）</li> <li>・ 調査準備（25年1月～4月末） 農業集落の認定 調査区の設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査準備（5月～7月末） 客体候補名簿の作成</li> <li>・ 実査・審査会議（9月）</li> <li>・ 市区町村説明会（10月）</li> <li>・ 調査員説明会（11月～）</li> <li>・ 広報宣伝活動</li> <li>・ 農林業経営体調査実査 （12～27年2月）</li> <li>・ 審査指導会 （27年1～2月）</li> <li>・ 調査票審査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電算処理説明会（4月）</li> <li>・ 農山村地域調査実査 （4～6月） * 調査期日は27年2月1日現在</li> <li>・ 調査票審査・集計</li> <li>・ 集計結果検討会（8月）</li> <li>・ 暫定値公表（9月） * 経営体調査のみ</li> <li>・ 概数値公表（11月）</li> <li>・ 総合検討会（27年2月）</li> <li>・ 確定値公表（27年3月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページ公表 e-Stat掲載</li> <li>・ 報告書の刊行 農林業経営体調査 農山村地域調査 都道府県別報告書 英語版報告書</li> <li>・ 2020年に向けた検討開始</li> </ul>